

第1章

計画の基本的考え方

第1章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

筑前町は福岡県のほぼ中央部に位置し、北は夜須高原の自然、南の平地は草場川などが流れる肥沃な水田地帯が広がっており、温暖多雨の恵まれた気候です。

主要農作物は米、麦、大豆を中心に野菜や果物のほか鶏卵が特徴となっており、生産基盤整備は完了しています。

総人口は3万人を超え増加傾向にありますが、町の就業人口15,105人の8%を占める農業従事者は1,317人で、年々減少しています。特に、60歳以上が過半数を占める基幹的農業従事者の高齢化が進んでおり、担い手農家の育成と確保が当面の課題となっています。

また、国では令和2年3月に食料・農業・農村基本計画を策定し、農業の持続的な発展と農村の振興を図り、将来にわたって食料の安定供給及び多面的機能の発揮を確保していくことを目指しています。

筑前町においても、「食料・農業・農村基本条例」を平成20年12月に定め、その理念を受け、食の安全、食をとおした教育、農業・農村の振興などを実現する筑前町食料・農業・農村基本計画を平成22年3月に策定しました。今回、食料、農業及び農村を取り巻く情勢の変化を勘案し、この基本計画に検討を加え、第2次の基本計画を策定することになりました。

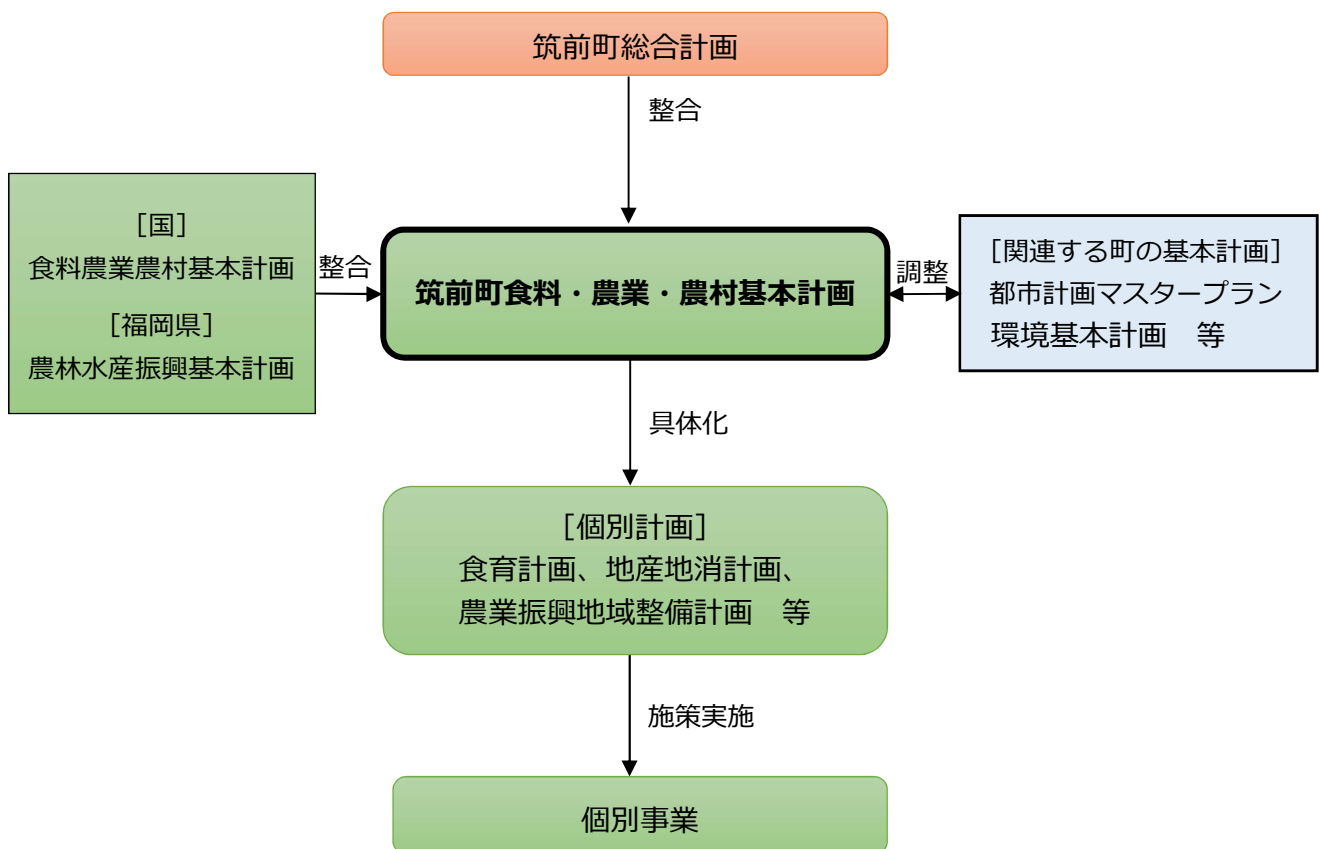
2. 計画の目的

筑前町において、将来にわたり、農業の持続的な発展と農業の振興を図るとともに、農業を通じたひとづくり、まちづくり等、各種施策を総合的かつ計画的に推進していくために必要な基本方針や対応方策を定めた、「第2次筑前町食料・農業・農村基本計画」を策定することを目的とします。

3. 計画の位置付け

本計画の位置付けは以下のとおりです。

- ①本計画は「第2次筑前町総合計画」を上位計画とし、国の「食料・農業・農村基本計画」、「福岡県農林水産振興基本計画」と整合を図る。
- ②筑前町食料・農業・農村基本条例をもとに、10年を見通した目標を実現するため、個別施策実施を推進する。
- ③地域の農業農村の活性化を目指し、行政、農家、消費者、食品産業等の関係者が取り組む方向を示す。
- ④食料・農業・農村に関する住民や農家の意向を計画に反映する。

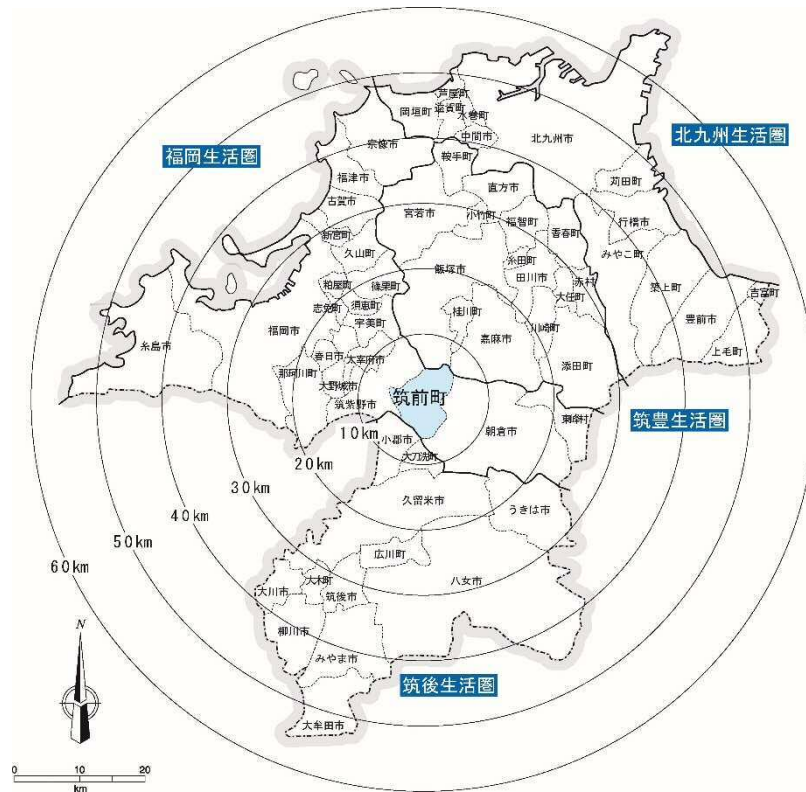


■計画の位置付け

4. 対象とする地域

計画の対象地域は筑前町全域とします。

■ 筑前町の位置



5. 計画の期間

計画期間は、初年度を令和6年度、目標年度を令和15年度とします。ただし、上位計画である筑前町総合計画が改訂された場合や予期しない社会経済状況の変化が生じた場合には、部分的に見直しを行い、令和15年度以降については全面的に見直します。